

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の基本的性格
- 3 計画の策定体制

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもから高齢者まで町民誰もが「自分らしい生活を続けたい」と願っていますが、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加など社会構造も変化し、孤立死やひきこもり、生活困窮者などの社会問題のほか、育児と介護を同時期に行うダブルケアなど複合化・複雑化した課題を抱える世帯が顕在化してきました。

こうした中、国においては、「地域共生社会」として、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることをこれまで以上に目指しております。

美幌町では、見守りや支え合い機能充実のため、「SOSネットワークびほろ」「地域見守り活動連携事業」など体制整備に取り組んできました。

また、地域福祉実践の中心的役割を担う美幌町社会福祉協議会では、「いきがいデイサービス」「よりあいデイサービス」「ボランティアセンター運営」などの事業活動により、地域福祉が進められています。

今後ますます加速する少子高齢化に対して、町は、地域住民・関係団体・各事業者等と連携・協力しながら、より一層地域の方の生活課題に対応する仕組みの構築を目指し、第3期美幌町地域福祉計画を策定しました。

なお、本計画は、SDGsの視点をもって推進目標に取り組むことで目標の達成に努めます。

【持続可能な開発目標（SDGs）とは】

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

2 計画の基本的性格

(1) 計画策定の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

■社会福祉法（一部抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

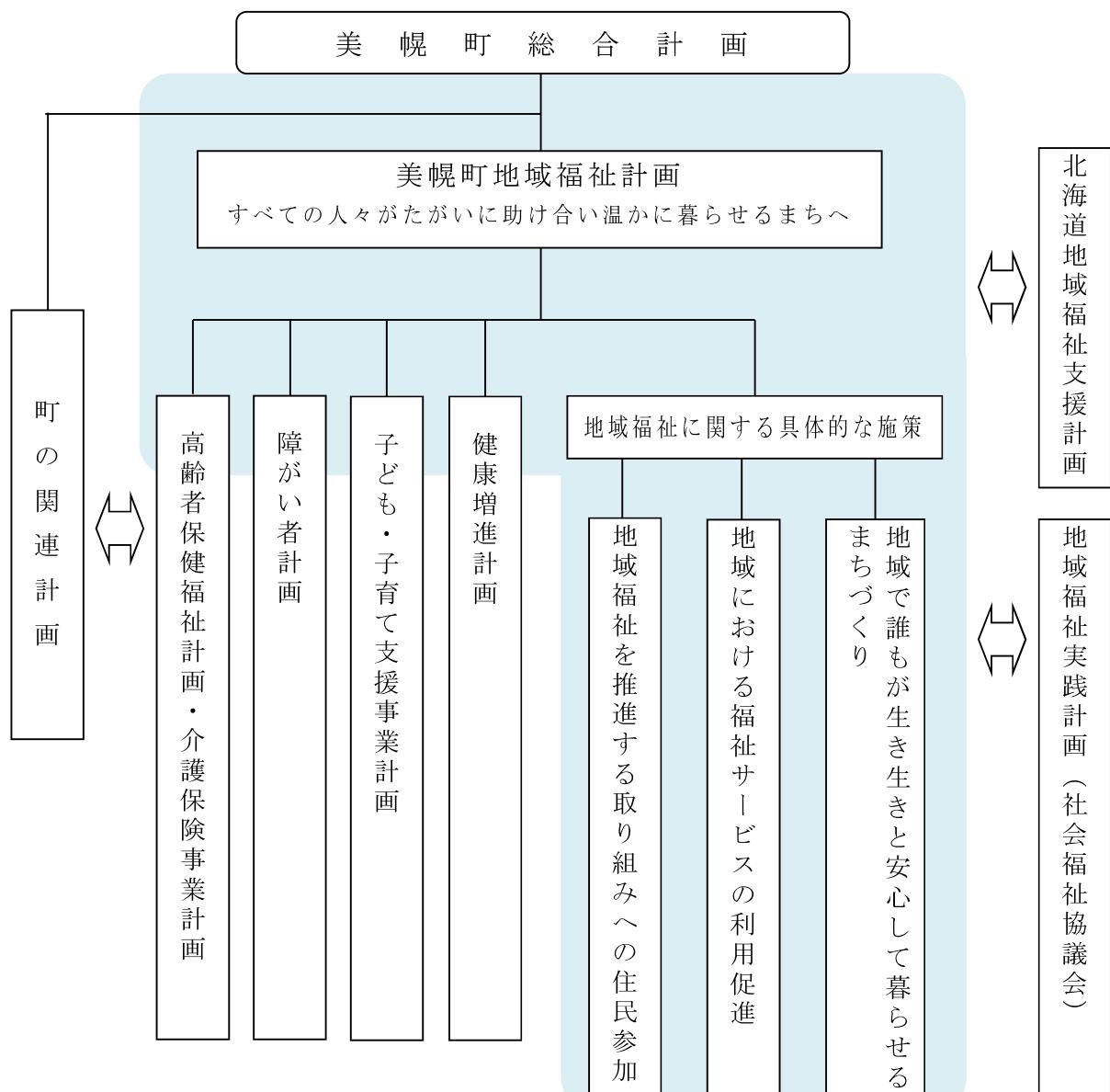
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和9年度（2027年度）までの8か年計画とします。

また、福祉関連施策の見直しや地域ニーズの多様化等に対応するため、継続的な点検活動を行います。

(3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画

社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉実践計画は、住民等の福祉の活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図っていきます。

3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、次の機関を設置し、各種地域情報の収集・整理、住民の意向の反映を図りながら、計画内容の検討を進めました。

(1) 美幌町地域福祉計画策定委員会

住民、社会福祉団体に属する者、識見を有する者により構成され、住民への地域福祉に関する意識調査などから出された意見等に基づき、計画内容を検討しました。

(2) 地域福祉計画庁内検討委員会

地域福祉計画は、福祉・保健・教育・まちづくりなど、住民の様々な生活分野に関連することから、役場内の関係部署による庁内検討委員会を構成し、策定基本方針案の検討、関連計画との調整など、事務局と連携し策定を進めました。